

1. 件名：新たな検査制度の経過措置による使用前検査の運用に関する面談

2. 日時：令和元年12月17日 13時30分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

川下企画調査官、上田上席原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官

関西電力(株)

原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループマネジャー 他1名

四国電力(株)

伊方発電所 保守部 設備改良工事課 副長 他3名

九州電力(株)

原子力発電本部 原子力工事グループ 副長 他3名

日本原子力発電(株)

発電管理室 課長 他3名

5. 要旨

○原子力規制庁から、新検査制度の施行（令和2年4月1日）以降に行うものを含め、現行の使用前検査に新検査制度で予定している検査の運用方法を一部取り入れて行うこととした旨、今後対象となることが明らかな4社に対して、令和元年度第47回原子力規制委員会の議題7「新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について」に基づき、以下の今後の運用について説明した。

- ・設備ごとに設定している立会いの頻度などを見直す。
- ・検査実施要領書を包括的・標準的な内容に見直す。
- ・検査成績書に事業者の記録等を必要な範囲で引用する。

○また、原子力規制庁から、検査実施要領書を包括的・標準的な内容に見直すため、これまで検査ごとに面談等で確認していた検査対象となる工事に係る詳細情報について、今後は使用前検査受検申込票に記載の項目のうち該当するものを検査実施予定日の一定期間前までに提出することを求めた。

○事業者側の出席者より、本運用の開始時期や特定重大事故等対処施設に係る

検査の扱いについて質問があり、原子力規制庁から、準備が整い次第適用する予定であること、検査の扱いについては適宜相談してもらいたい旨を説明した。

6. その他

資料 1 : 令和元年度第 4 7 回原子力規制委員会の資料の抜粋

資料 2 : 使用前検査受検申込票